⑶　管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、参加表明書及び技術提案書の提出の組織に所属していること。

⑷　管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合、構造、電気設備、機械設備）は、それぞれ１名であること。

⑸　管理技術者は、記載を求める各主任担当技術者を兼任していないこと。また、記載を求める主任担当技術者についても、記載を求める他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任していないこと。

⑹　電気分野、機械分野において、参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう。以下同じ。）が他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力事務所となっていないこと。

⑺　業務の一部を再委託する場合であって、再委託先である協力事務所が大阪航空局の建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格者である場合には、当該協力事務所が指名停止を受けている期間中でないこと。

⑻　設計共同体の場合は、以下を満たしていること。

１）設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

２）管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、設計共同体の代表者の組織に所属していること。

３）一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。

４）一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

5　配置予定技術者等に関する要件

⑴　配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の資格等

１）管理技術者は建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること。

２）管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

３）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）は、それぞれ１名であること。

４）管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者（総合分野、構造分野、電気設備分野、機械設備分野）の手持ち業務について、携わっている業務（本業務を含まず特定後、未契約の業務を含む。）の契約額が４億円かつ10件未満であること。なお、手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務とする。

⑵　配置予定管理技術者及び記載を求める主任担当技術者の業務実績　管理技術者及び記載を求める主任担当技術者は、平成19年４月１日以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。

ただし、当該業務実績が平成19年４月１日以降に完了した大阪航空局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

また、大阪航空局が発注した建設コンサルタント業務（建築）で平成19年４月１日以降に完了した業務の実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均点が65点以上であること。

「平成19年４月１日以降に完了した同種又は類似業務の実績」とは、以下の(a)～(c)全ての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績及び協力事務所として携わった実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。

(a)　平成19年４月１日以降に契約履行が完了した設計業務

(b)　本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績（ただし、管理技術者又はこれら準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

(c)　以下を満たす施設の設計業務実績

・同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、用途は「航空旅客ターミナル施設」で規模が延べ面積3,000㎡以上である建築物の新築又は増築の設計業務。

・類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造、主要な用途は「公共交通機関の旅客施設」で規模が延べ面積3,000㎡以上である建築物の新築又は増築の設計業務。

※延べ面積は、新築の場合は１棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

※設計業務は、参加表明書の提出期限までに対象施設が完成したものとする。

6　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力

同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、手持ち業務の状況

7　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定技術者の資格

⑵　配置予定技術者の経験及び能力　同種又は類似業務の実績の内容、担当した業務の業務成績、ＣＰＤ

⑶　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案

8　手続等

⑴　担当部局　〒540―8559 大阪府大阪市大手前４－１－76　大阪航空局総務部契約課契約係　ＴＥＬ06―6949―6206（ダイヤルイン）　ＦＡＸ06―6949―6220

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間　平成29年４月20日から平成29年５月11日まで　土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

交付場所　上記⑴担当部局。

交付方法　無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。なお、⑴の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、⑴に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成29年５月11日17時00分。

提出場所：上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールにより提出すること。（電送又は電子メールの場合には、着信を確認すること。）

⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：平成29年７月４日17時00分。

提出場所：紙入札方式による場合は、上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電送又は電子メールによる。（電送又は電子メールの場合には、着信を確認すること。）

9　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務契約を当該業務契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　8⑴担当部局に同じ。